

令和4年10月1日から新潟県で 自転車保険の加入が義務化されます

自転車の利用者、子どもが自転車を利用する保護者も対象です。
自転車の事故でも、高額賠償事故が発生しています。また、ケガをさせる以外
にも、モノを壊したり、自分がケガをするケースもあります。
自動車保険にオプションで日常生活賠償特約交通事故特約を追加することで
自転車の事故にも備えられます。



ポイント

被保険者には、記名被保険者・記名被保険者の配偶者
その同居家族・別居の未婚の子も該当します。



加害者となる場合 日常生活賠償特約



被保険者が日本国内外での日常生活
における偶然な事故により、他人を死傷
させたり、他人の財物を損壊させたこと
または日本国内で電車等を運行不能に
させたことについて、法律上の損害賠償
責任を負担した場合に、保険金をお支払い
します。また、日本国内で発生した事故に
ついては示談交渉を行います。

自分がケガをする場合 交通事故特約



「ご契約のお車に乗車中の事故」「他人の
自動車に乗車中の事故」「歩行者・自転車
乗車中などの自動車事故」に加え、「自転車
に乗車中や駅構内の階段で転んでケガを
した場合等、自動者事故以外の交通事故」で
被保険者が死傷した場合に保険金をお支払い
します。

差額保険料は

月々 **160円**

「日常生活賠償特約」
をセットした場合
月々 **6,560円**
(年間78,720円)

ご契約例

上記2つの特約を
セットしていない場合
月々 **6,400円**
(年間76,800円)
★ご契約条件により
保険料は異なります

差額保険料は

月々 **510円**

「交通事故特約」
をセットした場合
月々 **6,910円**
(年間82,920円)

★自動車事故特約に代えて
交通事故特約をセットした場合
の保険料です。